1 「生計困難者に対する利用者負担額軽減事業」のご案内

この制度は、低所得で特に生計が困難な世帯の方が、介護保険サービスを利用した場合にサービス費用を軽減する制度です。

この利用者負担額の軽減開始日は申請月の初日からになります。

軽減を受ける要件

次の要件が揃った場合に、利用者負担額の軽減を受けることができます。

要件1 サービス事業者について

- ⇒軽減事業の実施を、東京都と杉並区へ申し出している事業者を利用した場合。
 - (注1) この制度を「実施している事業者」と「実施していない事業者」がありますので、現在利用しているサービス事業者に確認してください。
 - (注2) この制度を「実施している事業者」のリストは、東京都のホームページ(下記 URL) から、ご確認いただけます。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/jigyo/keigen.html (東京都福祉保健局のホームページ⇒分野からのご案内「高齢者」⇒東京都介護サービス情報⇒事業者に関する情報(指定状況、負担軽減等)⇒生計困難者等に対する利用者負担額軽減事業)

要件2 対象者について

⇒軽減の対象となる方

住民税非課税世帯で、 **次の①~⑤の要件を全て満たし**、生計困難者として区が認めた方

世帯員数	1人	2人	3人	4人以上
①収入(年間)	150 万円	200万円	250 万円	以降、世帯員1人増えるごとに
	以下	以下	以下	50 万円を加えます。
②預貯金額	350 万円	450万円	550 万円	以降、世帯員1人増えるごとに
	以下	以下	以下	100 万円を加えます。

- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
 - ※ 所得税や住民税の控除対象者並びに医療保険の被扶養者となっていないこと。
- ⑤介護保険料を滞納していないこと。

軽減の割合

軽減割合は、対象となるサービス費用の4分の1、老齢福祉年金受給者は2分の1です。

生計困難者に対する利用者負担軽減事業の対象となるサービス

① 介護福祉施設サービス ②訪問介護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤訪問入浴介護 ⑥訪問看護 ⑦訪問リハビリテーション ⑧通所リハビリテーション⑨短期入所療養介護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪認知症対応型通所介護 ⑫小規模多機能型居宅介護 ⑬か護予防認知症対応型通所介護 ⑮介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑮介護予防訪問入浴介護 ⑯介護予防訪問りハビリテーション ⑩介護予防訪問入浴介護 ⑱介護予防訪問リハビリテーション ⑩介護予防通所リハビリテーション ⑪介護予防短期入所療養介護 ⑫定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑬看護小規模多機能型居宅介護 ⑭地域密着型通所介護 ㉕第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業及のものに限る。)

対象となる費用

介護費(1割負担)・食費・居住費(滞在費)・宿泊費

軽減事業の適用とならない方

- ① 前面の「軽減を利用できる要件」を全て満たしていない方は対象になりません。
- ② 特別養護老人ホームの旧措置入所者の方で、負担軽減措置により実質的に負担軽減を受けている方は、特別養護老人ホームについては軽減の対象になりません。

(ただし、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については対象になります。)

- ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階(高額介護サービス費の基準額が15,000円)の方については、介護費用(1割負担)は対象になりません。
- ④ 公費の助成(難病・原爆等)により減額を受けている方は、公費助成対象サービス以外について軽減が利用できます。
- ⑤ 生活保護受給者及び中国残留邦人支援法による支援給付を受けている方は個室利用の場合の宿泊費(滞在費)についてのみが対象となります。

2 「生計困難者に対する利用者負担額の特別助成事業」のご案内

また、上記「生計困難者に対する利用者負担額軽減事業」の確認証の交付を受けた方は、 「生計困難者に対する利用者負担額の特別助成事業」の助成対象者になります。

介護保険サービスを利用した際の、利用者負担額(一割)の半分(2分の1)を助成する制度です。ただし、高額介護サービス費等その他の軽減事業での給付がある場合は、助成金額からその分が差し引かれます。(福祉用具購入費・住宅改修費は、助成対象外です。)助成対象となった方には、支給申請書を送付いたしますので、それまで特に手続きは必要ありません。

【申請書の配布・申請受付窓口・問い合わせ先】

杉並区役所 介護保険課 給付係 電話 5307-0655 (直通)